

令和6年度土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。
下記事項においては、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 土木工事標準積算基準書（共通編）

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
I-1-①-1 1 適用範囲	本土木工事標準積算基準書は、 <u>国土交通省直轄の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を・・・</u>	本土木工事標準積算基準書は、 <u>宮崎県県土整備部が施工する土木工事を・・・</u>
I-1-①-1 2 基準の適用	工事費の積算における基準は、原則として、 <u>入札時（入札書提出期限日）</u> における最新の基準を適用する。	工事費の積算における基準は、原則として、 <u>予算執行何時点</u> における最新の基準を適用する。
I-1-②-2 1 工事費の基本構成	<u>(3) 維持工事（複数年度の国債工事）</u>	全て削除（適用しない）
I-2-①-1 (2) 価格	価格は、原則として、 <u>入札時（入札書提出期限日）</u> における市場価格とし、・・・設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格・・・ <u>なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という。）・・・</u>	価格は、原則として、 <u>予算執行何時点</u> における市場価格とし、・・・設計単価は、 <u>土木工事設計単価</u> を標準とし、買入価格・・・ なお、以下全て削除
I-2-①-2 (2) 価格	<u>なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において・・・</u> <u>5) 価格変動が著しい場合</u> <u>主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</u>	全て削除（適用しない）

<p>I-2-①-2 2 歩掛</p>	<p>見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認したうえで採用する。なお、単価等については「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。</p>	<p>削除（適用しない）</p>
<p>I-2-①-4 (2) 端数処理</p>	<p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は少数第3位を切り捨てし、第2位とする。また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切り捨てし、1円までとする。</p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位を四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。</p> <p>6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p>	<p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切り捨てし、1円までとする。</p> <p>3) 削除（適用しない）</p> <p>6) 工事価格の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p>

<p>I-2-②-4 6) 管理費区分入力 基準表</p>	<p>管理費区分は、<u>間接工事費算定にあたり、対象額・非対象額の区分を行うものである。新土木工事積算システムに入力する区分は、次表のとおりとする。</u> <u>コード設定があるものは、該当コードを使用するものとし、やむを得ず単価を登録する場合は、下表より採用する管理費区分を設定するものとする。</u></p> <p>表中 <u>(空白) 上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合 0 すべての間接費の対象とする場合</u></p>	<p>管理費区分は、<u>間接工事費算定にあたり、対象額・非対象額の区分を行うものとし、次表のとおりとする。</u></p> <p>削除 (適用しない)</p> <p>削除 (適用しない)</p>
<p>I-2-②-8 表-2 地域補正の適用</p>	<p>表中 <u>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</u></p>	<p><u>本県において山間僻地補正は原則として行わず、離島補正は島野浦、大島、築島の場合のみ行う。</u></p>
<p>I-2-②-8 2) その他</p>	<p><u>2) その他</u></p>	<p>全て削除 (適用しない)</p>
<p>I-2-②-11 (1) 運搬費の積算</p>	<p>4) 建設機械等の運搬基地 <u>運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ、決定するものとする。</u></p>	<p>4) 建設機械等の運搬基地 <u>運搬基地は、最寄りの発注機関の所在地とする。なお、これにより難しい場合は主管課と協議する。</u></p>
<p>I-2-②-46 表-3 地域補正の適用</p>	<p>表中 <u>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。</u></p>	<p><u>本県において山間僻地補正は原則として行わず、離島補正は島野浦、大島、築島の場合のみ行う。</u></p>
<p>I-2-②-46 3) その他</p>	<p><u>3) その他</u></p>	<p>全て削除 (適用しない)</p>

I-3-①-2 別表第3	(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 <u>予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</u>	(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 <u>宮崎県財務規則第101条契約保証金を免除することができる場合</u>
I-4-①-1 2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法	<u>総価契約単価合意方式の対象工事の場合・・・</u>	全て削除 (適用しない)
I-4-①-2 3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法	<u>3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法</u>	調整計算の方法
I-4-②-1		全て削除 (適用しない)
第5章 数値基準等		資料①による。
I-11-①-1 1. 対象工事	なお、 <u>通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。</u>	なお、通年維持工事等は除く。
I-11-①-1 2. 工事箇所の設定方法及び積算方法	<u>(8) 業務委託料は、「親設計書」に計上する。</u>	全て削除 (適用しない)
I-11-①-2 図2-1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ	(A市直接工事費+B市直接工事費+C町直接工事費) × 間接費率	(A地区直接工事費+B地区直接工事費+C地区直接工事費) × 間接費率
I-11-①-2 3. 単価協議		全て削除 (適用しない)

I-11-①-2 4. 設計変更について	<u>(3) 設計変更において、新たに施工箇所を・・・</u>	全て削除 (適用しない)
第13章 総価契約単価合意方式		全て削除 (適用しない)
第VI編土木工事標準 単価及び市場単価 (共通事項)	標準単価 (市場単価) が適用出来ない範囲 <u>特別調査等別途考慮するもの</u>	標準単価 (市場単価) が適用出来ない範囲 別途考慮するもの
VI-2-①-1 表1.2	表1.2 <u>特別調査によるもの</u> 表中 特別調査等	表1.2 <u>別途考慮するもの</u> 削除 (適用しない)

2. 土木工事標準積算基準書（電気通信編）

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
VII-1-1 1 適用範囲	この基準書は、 <u>国土交通省直轄</u> の土木事業に・・・	この基準書は、 <u>宮崎県県土整備部</u> の土木事業に・・・
VIII-1-1 1 通則	本歩掛は、 <u>国土交通省直轄</u> の土 木事業に・・・	本歩掛は、 <u>宮崎県県土整備部</u> の土 木事業に・・・

3. 国土交通省機械設備工事積算基準

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
5 (2・①・1) 第2 適用範囲	この積算基準は、 <u>各地方整備局</u> <u>及び北海道開発局所管の直轄工</u> <u>事の治水事業</u> ・・・	この積算基準は、 <u>宮崎県県土整備</u> <u>部所管の治水事業</u> ・・・
18 (2・①・14) 地域補正の適用	表中 <u>人事院規則における特勤務手</u> <u>当を支給するために指定した地</u> <u>区、及びこれに準じる地区の場</u> <u>合。</u>	<u>本県において山間僻地補正は原則</u> <u>として行わず、離島補正は島野</u> <u>浦、大島、築島の場合のみ行う。</u>
21 (2・①・17) 地域補正の適用	表中 <u>人事院規則における特勤務手</u> <u>当を支給するために指定した地</u> <u>区、及びこれに準じる地区の場</u> <u>合。</u>	<u>本県において山間僻地補正は原則</u> <u>として行わず、離島補正は島野</u> <u>浦、大島、築島の場合のみ行う。</u>
40 (2・①・36)		全て削除（適用しない）
43 (2・①・39)		全て削除（適用しない）
383 (3・①・1) 1 適用範囲	この基準は、 <u>各地方整備局及び</u> <u>北海道開発局所管の直轄工事の</u> <u>治水事業</u> ・・・	この基準は、 <u>宮崎県県土整備部</u> <u>所管の治水事業</u> ・・・
388 (3・①・6) 5) 派遣費	(ロ) 旅費、日当、宿泊費は、 <u>「国土交通省職員日額旅費支給</u> <u>規則」の旅館に宿泊する場合の</u> <u>2級相当額を標準とする。</u>	(ロ) 旅費、日当、宿泊費は、 <u>「職員の旅費に関する条例」によ</u> <u>るものとする。</u>

<p>389 (3・①・7) 6) 宿泊費</p>	<p><u>この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。</u></p>	<p><u>この場合の費用算定は、「職員の旅費に関する条例」によるものとする。ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。</u></p>
<p>391 (3・①・9) 4-3 技術調査費</p>	<p><u>(1) 旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</u></p>	<p><u>(1) 旅費、日当、宿泊費は、「職員の旅費に関する条例」によるものとする。</u></p>
<p>451 (4・①・1) 1 適用範囲</p>	<p><u>この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業・・・</u></p>	<p>この積算基準は、宮崎県県土整備部所管の治水事業・・・</p>
<p>453 (4・①・3)</p>	<p><u>5 設計変更の積算</u></p> <p>7 電子成果品作成費 <u>「機械設備工事設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用は・・・</u></p>	<p>全て削除 (適用しない)</p> <p>7 電子成果品作成費 電子成果品の作成費用は・・・</p>

第 5 章 数値基準等

①数値基準

<主に施工数量に関するもの>

工 種	種 別	単 位	少 数 位
			工 事 内 訳 書 明 細 書
	延 長 (長 さ)	m	1
土 工	掘 削 , 盛 土	m ³	0
	ダ ンプ 運 搬 距 離	km	1
法 面 工	法 面 整 形	m ²	0
	構造物による法面保護 (モルタル吹付等)	m ²	0
	植生等による法面保護	m ²	0
基 礎 工	鋼 杭	本	0
	R C 、 P C 、 P H C 杭	本	0
	場 所 打 ち 杭	本	0
	矢 板 等	枚	0
	仮 設 材 (矢 板)	m ²	0
	仮 設 材 (覆 工 板)	m ²	0
基礎・裏込工	砂、栗石、クラッシュラン等	m ³	0
積ブロック工	積 ブ ロ ッ ク	m ²	0
コンクリート工	コ ン ク リ ー ト (モルタルを含む)	m ³	0
	鉄 筋	t	1
消波ブロック工	消 波 ブ ロ ッ ク	個	0
舗 装 工	舗 装	m ²	0
道路附属施設工	落 石 防 止 網	m ²	0
とりこわし工	構 造 物 取 壊 し	m ³	0
仮 設 工	足 場 工	m ²	0
	支 保 工	m ³	0
	型 枠	m ²	0
砂 防 工	岩 盤 清 掃 , チ ッ ピ ン グ	m ²	0
仮締切排水工	水 替 日 数	日	0
労 務	(機 械 運 転 単 価 表 の 時)	人	0
	(上 記 以 外 の 時)	人	0

<主に施工数量に関するもの>

工 種	種 別	単 位	少 数 位
			工 事 内 訳 書 明 細 書
材 料 等	ア ス フ ァ ル ト	t	0
	セ メ ン ト	t	0
	鋼 材	t	1
	木 材	m ³	0
	油 類	ℓ	0
	電 力	KW	0
	火 薬	kg	0
	雷 管	個	0
	縁 石	本	0
	M K 側 溝	本	0
	ヒ ュ ー ム 管	本	0
	ペ イ ン ト	kg	0
	目 地 材	m ²	0
	機 械 運 転 時 間	h, 日	0

(注意事項)

1. 工事内訳書・単位が1式となっている単価表等について

- ① 単位当たりの数値が10に満たないときは、有効数字2桁を確保するまで少数位を下げる。
- ② 数値のまとめ方は切り捨てとする。

2. 土木工事標準歩掛表に掲載されている数値は、上表より優先する。

3. 機械の作業能力は、小数第1までとし、2位を四捨五入する。

4. ゲート、港湾、漁港工事の積算はこの数値基準は適用しない。

(端数処理)

歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入とする。